

## 町民生活課からのお知らせ

### 犬や猫のマイクロチップについて

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップが販売する犬や猫は、生後90日以内にマイクロチップ装着が義務化されます。

これに伴い、環境省でマイクロチップ登録サイトを開設し、登録できるようになりました。

すでに民間団体の（Fam、JKC、AIPPOなど）に登録されている方で、環境省への登録を希望される方は、令和4年5月31日までに登録サイトから無料で移行登録できます。

詳しくは、以下の登録サイトまたは日本獣医師会までお問い合わせください。



### ○環境省マイクロチップ登録サイト

<https://www.aipo.jp/transfer>

### ●問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会

☎ 03・6384・5320 メール [infomc@nichiju.or.jp](mailto:infomc@nichiju.or.jp)



### 家庭ごみの排出は、

#### 必ず午前8時までに排出してください

- 家庭ごみの収集時刻は天候などにより大きく左右されます。収集車が通過後に出されたごみは収集しませんが、午前8時までに排出してください。
- また、カラスなどのごみ飛散被害がある場合は、ネットや毛布を掛けて排出するなどの対策をして排出するようお願いします。

### ●ごみの不法投棄について

- ごみの不法投棄は犯罪です。例え私有地であっても廃棄物処理法の適用により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が課せられます。さらに法人などの場合は、3億円以下の罰金が課せられます。
- 町で定められたごみの分別により適切に排出してください。



●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎ 0146・47・2112

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

## 公共施設敷地内全面禁煙の実施について ～受動喫煙の防止にご協力ください～

令和4年4月1日より、公共施設について、敷地内の全面禁煙を実施することとしました。

これまで一部の施設について、特定の喫煙場所を設置していましたが、同日以降、喫煙所の閉鎖及び灰皿などを撤去しますので、ご理解とご協力をお願いします。



皆さまのご理解とご協力をお願いします

### 【敷地内全面禁煙対象施設】

役場庁舎	本町多目的交流センター
国保診療所	生活館・生活センター等集会施設
保健センター	老人憩の家（新冠・節婦）
郷土資料館	出会いと憩いのセンター（旧駅舎）
陶芸館	子ども発達支援センターあおぞら
新冠小学校	特別養護老人ホーム
朝日小学校	認定こども園ド・レ・ミ
新冠中学校	ゲートボール場
霊葬場	レ・コードパーク
レ・コード館	町民グラウンド
町民センター	森林公園バンガロー
スポーツセンター	テニスコート
青年の家	節婦体育館

※すでに全面禁煙であった施設も含まれます。

●問い合わせ先：総務課総務グループ総務係 ☎ 0146・47・2111

## 健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113）

月日	時間	事業名	場所	
3月	14日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	22日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
受付 13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		
4月	18日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	26日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
受付 13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		

新型コロナウイルス感染症の状況により中止及び延期する場合があります。  
また、その他の事業については開催が決定しましたら、町政事務委託文書などでお知らせします。

### ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

#### ●まちづくりに役立ててと

☆溝尾 清治 (30,000円)

#### ●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆木村 千鶴子 (カット布1箱)

☆斉藤 艶子 (古布2袋)

☆武田 ハル (タオル4袋)

☆村本 友子 (古布6袋・オムツ類2袋)

☆ボランティアグループあゆみ (カット布6束)

☆ボランティアグループちよぼら (カット布2袋)

#### 新冠町社会福祉協議会へ

#### ●香典返しに代えて

☆氏家 ミツ子 (100,000円)

☆鈴木 梅子 (30,000円)

☆溝尾 清治 (30,000円)

☆守家 新太郎 (20,000円)

☆匿名 (20,000円)

☆匿名 (30,000円)

#### 古布の寄贈のお願い

古着や古シャツなど、使用しなくなったものがありましたら、直接、老人ホーム恵寿荘・町社会福祉協議会にご持参ください。

### ★おしゃべりルーム★

・期 日 ①3月17日(木) 10時~11時30分

②4月21日(木) 10時~11時30分

・内 容 ①『子育てコーチング』

②『こどもの日制作』

#### ・申し込み期間

①3月15日(火)まで

②4月19日(火)まで

・定 員 ①5組程度(0歳~就学前)

②10組(0歳~就学前)

※2グループに分けて実施

### ★チャイルドランド★

・期 日 4月14日(木) 10時~11時30分

・内 容 『ふれあいあそび』

#### ・申し込み期間

4月12日(火)まで

・定 員 10組(0歳~就学前)

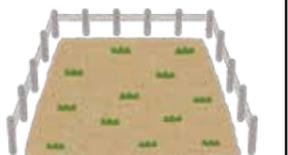
※2グループに分けて実施

●問い合わせ先：子育て支援センター ☎ 0146・47・4525

## 農地の転用について

農地に住宅や農業経営に必要な施設を建設する場合、あるいは資材置場や道路など農地以外にする場合には、北海道知事の許可を受けなければなりません。許可を受けずに建物を建設したり、許可の内容と異なることを行った場合は、工事の中止、原状回復などの指導が行われ、改善されない場合「農地法違反」として、懲役や罰金が科せられます。

農地転用には、他の法令の許可も必要となることから、許可されるまでに一定の期間を要しますので、転用の計画があるときは、お早目に農業委員会までご相談ください。



### ●問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 0146・47・2472